

令和7年3月10日

市政記者クラブ 様

中村区保健福祉センター環境薬務課  
担当：太田（電話 433-3067）

### 中村区役所における機密情報を含む文書の誤送付について

このたび、中村区保健福祉センター環境薬務課において、下記のとおり医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「医薬品医療機器等法」という。）にかかる書類の誤送付がありましたので、ご報告いたします。

### 記

#### 1 概要

本来、A法人に送付すべき医薬品医療機器等法にかかる書類（薬務関係監視指導票）を誤ってB法人に送付したものです。令和7年3月5日（水）にB法人ご担当者のご持参いただき、誤送付が発覚いたしました。

#### 2 漏えいした機密情報

A法人の営業施設名称、所在地及びその施設に対する指導事項

#### 3 対応

3月5日（水）に来所されたB法人ご担当者に謝罪し、上記書類を回収しました。また、A法人にも同日電話で今回の概要を説明し謝罪しました。なお、本来A法人へ送付すべき書類については、3月6日（木）に送付しております。

#### 4 原因

A法人及びB法人の医薬品医療機器等法にかかる書類の処理を同時進行し、十分な確認作業がなされなかったため、A法人あての文書を誤ってB法人に送付してしまいました。

#### 5 再発防止策

- ・所属職員全員に今回の事例についての周知及び機密情報の重要性について改めて注意喚起を行いました。
- ・郵送前に、封筒と送付書類のあて先が一致しているか指差し確認を行い、複数の職員でダブルチェックを徹底します。